

光市記者発表資料

令和5年6月2日

件名

介護保険料の賦課誤りについて

内

介護保険料の賦課について、税の修正申告により過年度の所得更正があった場合などに、介護保険料を遡及して変更する事務処理に誤りがあり、一部の被保険者の方について、介護保険料を過大に徴収又は還付していたことが判明しましたので、お知らせするとともに、深くお詫び申し上げます。

1 経緯

介護保険システムの委託業者からの情報提供を受けて確認した結果、賦課誤りが判明しました。

2 概要

平成27年4月1日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定の期間制限として、「保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、することができない」とされました。

このたびの賦課誤りは、特別徴収（年金天引き）の最初の保険料の納期は5月10日であるため、その翌日から2年を過ぎた日以降は保険料の変更が行えないこととされているにもかかわらず、システム上の納期の設定を普通徴収（納付書・口座振替）と同じ6月末日としていたため、特別徴収では保険料が変更できないこととされている期間（2年後の5月11日～6月末日）に変更したものです。

容

3 賦課誤りの内容

(1) 対象期間

平成27年度及び令和2年度の保険料（平成29年度及び令和4年度の事務処理分）

(2) 対象者及び金額

ア 過大に徴収した方 2人 31,160円

イ 過大に還付した方 1人 15,380円

4 今後の対応

保険料を過大に徴収した方については、お詫びし、返還手続を行います。

保険料を過大に還付した方については、介護保険法による賦課決定ができる期間（2年）を過ぎているため、保険料の返還は求めません。

問合せ

担当課：高齢者支援課 介護保険係

担当：山本 大輔（TEL：0833-74-3003）